

# 令和8年度浄化槽設置事業の補助について

那珂市では、生活環境改善並びに公共用水域(河川・湖沼など)の水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽を設置する家庭に対し那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき設置費の一部を補助しています。

## ◆補助交付の対象

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の専用住宅

- ① 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
- ② 既に設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う布設替え
- ③ 建物新築等に伴う合併処理浄化槽の新設

## ◆合併処理浄化槽設置補助(上記①～③が対象)

| 人 槽     | 区 分                             | 補助金額      |
|---------|---------------------------------|-----------|
| 5 人槽    | 延床面積が 140 m <sup>2</sup> 以下のもの  | 332,000 円 |
| 6～7 人槽  | 延床面積が 140 m <sup>2</sup> を超えるもの | 414,000 円 |
| 8～10 人槽 | 2世帯住宅(トイレ、台所、風呂が2つある)           | 548,000 円 |

## ◆単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴う補助

(※既存家屋の建替えの場合を除く)

| 区 分                                          | 補助金額      |
|----------------------------------------------|-----------|
| 単独処理浄化槽撤去補助金                                 | 150,000 円 |
| 雨水貯留施設設置補助金<br>※単独処理浄化槽を撤去せず雨水貯留施設として再利用する場合 | 120,000 円 |
| くみ取り槽撤去補助金                                   | 120,000 円 |
| 宅内配管工事補助金                                    | 330,000 円 |
| 敷地内処理装置設置補助金 ※側溝放流が出来ない場合                    | 50,000 円  |

## ◆補助交付の対象外

- ・建築基準法第6条第1項に基づく確認申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出をせずに合併処理浄化槽を設置する場合
- ・販売の目的で浄化槽付き住宅を建築する場合
- ・専門の業者(茨城県登録の浄化槽工事業者)以外が工事を行う場合
- ・店舗併用住宅における店舗部分が延床面積の 2 分の1以上である場合

## ◆その他

- ・補助を受けるには、着工前に設置補助申請書を提出し、交付決定を受ける必要があります。
- ・完了届に添付する委託契約書は、「浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(浄化槽一括契約書)」となります。
- ・浄化槽の設置完了届は令和 9 年 3 月5日までに提出する必要があります。

◆問合せ先 上下水道部下水道課工務・管理グループ TEL)029-298-1111 内線)854